

# (仮称)健康づくり推進拠点施設の 建設工事が始まります



完成イメージ図

## 3つの機能

この施設は、市民の健康づくりを推進する施設として、「保健センター」、「休日・夜間診療所」及び「健診・検査エリア」の3つの機能をもった施設です。

施設では、災害時における“救護所”としての役割も想定しており、人が集まれるスペースとなっています。



## 建設概要

- 建設場所 本庄市北堀1422
- 竣工予定 平成29年3月
- 敷地面積 6799.55㎡
- 延床面積 2837.18㎡
- 駐車場台数 61台  
(混雑時には、隣接する文化会館の駐車場も使用)
- 駐輪場台数 30台

## 【健康づくり推進拠点施設の各機能】

保健センター 【1階及び2階】	1階に、キッズコーナー、相談室、授乳室を設置します。子どもと一緒に健診、相談などが利用できます。 2階には、健診室・研修室、専用の待合スペースが配置され、快適に健診を受けられます。 各部屋を利用した生活習慣病予防の健康教室や育児学級などが拡充されます。
休日・夜間診療所 【1階】	診察室や待合室などを充実させ、衛生的な環境の中で初期救急診療を受けることができます。
健診・検査エリア 【1階】	健診機会の拡充・内容の充実を図ることを目的に新たに整備します。 健康診査やがん検診の同時受診が可能になり、検査結果が迅速に処理されます。 広い待合室や女性専用スペースの設置により、受診しやすい環境となります。

★本庄市保健センター ☎ 0216

## 申請

新築住宅を建築・購入したみなさんへ  
**定住促進新築住宅取得奨励金の申請を受け付けます**

企画課 ☎ 1157

市では、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、市内に新築住宅を取得した人に対して、奨励金を最大3年間交付します。  
今年度は、平成24年1月2日から平成27年1月1日までに建築された住宅が対象です。



申請期間 3月1日(火)～31日(木) (必着)

※直接持参する場合は、土・日・休日を除きます。

申請書類 申請書、請求書、契約書の写し(市内建築業者を利用した場合)

※申請用紙は、本制度の該当が見込まれる人に郵送します(2月中旬を予定)。その他、企画課で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

申請方法 市税を完納後、必要事項を記入のうえ、申請書類を郵送又は直接企画課(市役所3階)へ

郵送先(住所は記入不要) 〒367-18501 本庄市役所企画課  
※補助2年目、3年目の人も申請書の提出が必要です。申請期間を過ぎると、平成27年度分の奨励金が交付できなくなります。

## 制度概要

### 対象住宅

台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので専ら自己の居住用に使用する住宅(併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの)

対象者 市内に右記の住宅を取得(新築又は購入)した人で次の①②の要件を満たす人(増改築や中古住宅の取得は除く)

①市税に滞納がないこと  
②対象住宅の所在地に住民登録をしていること

交付額 家屋の居住部分の固定資産税額の50%

### 加算要件

①次の①～③のいずれかに該当する場合は15%を加算  
①新築住宅の取得時に市内に転入した人

②生計を一にする中学生以下の子を持つ人

③生計を一にする中学生以下の子を持つ親族と同居する人

(2)市内に本社(個人事業主を含む)のある建築業者から取得した場合は10%を加算

交付上限額 10万円(1年度当たり)

交付期間 当該住宅の固定資産税を課税された初年度から3年間  
※毎年申請が必要です。  
実施期間 平成29年度まで  
※平成29年1月1日までに建築された住宅が対象です。

奨励金の該当の有無など制度の詳細を確認したい場合は、企画課(市役所3階)へご相談ください。

## 税務署からお知らせ

### ■確定申告相談及び受付期間

本庄税務署では、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告相談及び申告書の受付を、2月16日(火)から3月15日(火)まで行っています(土・日・祝日は除く)。

相談時間は、午前9時から午後5時までになります。申告書の作成には時間を要しますので、午後2時頃までにお越しください。

※確定申告書は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅等で作成、郵送で提出できます。

### ■公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は、必要はありません。

この制度により確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

また、確定申告の必要がない場合でも、市民税・県民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

★本庄税務署 ☎ 2111 (自動音声案内)

## 市職員の人事異動

12月31日付退職  
浜名 奈保子(教育委員会事務局学校教育課指導主事)